

問18 出願公開請求の代理権の証明（特）

出願公開請求を代理人により手続する場合、委任状は必要となりますか。包括委任状を援用するとき、委任事項として公開請求について記載されていなければならないでしょうか。

答： 出願公開請求の代理権は、特許法第9条に規定されているとおり、特別授権とされていますので、当該手続を代理人が行う場合は委任状が必要です。そして、委任事項として出願番号を特定した出願公開請求に関する記載がなければなりません。また、包括委任状を援用する場合でも、委任事項として、出願公開請求に関する記載がなければなりません。